「みえの働き方改革推進企業」登録制度　事務処理要領

１　趣旨

この要領は、「みえの働き方改革推進企業」登録制度要綱（以下「要綱」）第 14 条に基づき、当該登録制度に係る申請、審査等について必要な事項を定める。

２　審査（登録の審査）

要綱第３条に基づき申請のあった企業について、別に定める調査票における点数合計が、県の定める点数以上であることとし、必要と認められるときは内容について聴取調査を実施し審査を行う。

３　審査における留意事項

（1）　応募のあった取組内容を評価の中心とするが、それ以外の内容について聴取調査等が必要となりその調査で得られた結果などを総合的に勘案して行う場合もある。

（2）　国および地方公共団体の出資法人に関しては、行政機関が関与する法人であるという特性を考慮して、具体的かつ積極的な取組内容が認められる場合に限るものとする。

４　登録の取り消し等

知事は、要綱第５条に基づく登録企業が、次の（1）～（5）に該当する場合は、登録を取り消し、次の（6）～（10）に該当する場合は、一定期間、登録停止を行い、その結果を登録企業に通知する。

（1）働きやすい職場づくりの取り組みについて、実態がないことが判明した場合

（2）虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合

（3）法令等に違反する重大な事案が発生した場合

（4）要綱第９条に定める取組状況報告を行わない場合

（5）その他、みえの働き方改革推進企業として適当でないと県が認める場合

（6）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、「不正行為等による措置基準」による資格（指名）停止となった場合

（7）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、「三重県内で生じた事故等による措置基準」による6か月以上の資格（指名）停止となった場合

（8）三重県物件関係落札資格停止要綱により、「贈賄及び不正行為等に基づく基準」による資格（指名）停止となった場合

（9）三重県物件関係落札資格停止要綱により、「三重県内で生じた事故等による措置基準」による6か月以上の資格（指名）停止となった場合

（10）その他、みえの働き方改革推進企業としての適性に疑義があると県が認める場

合

６　再登録

前項に揚げる理由により登録を取り消した登録企業について、取消理由が解消されていると確認できる場合は再度登録申請できるものとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。